

世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、大崎地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）が世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務に関する企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 件名 世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務
- (2) 業務目的 令和元年度において、大崎地域世界農業遺産推進協議会におけるアクションプランに基づきフィールドミュージアム構想として、地域資源に係るマップ及びWEB、映像、案内板の整備により、可視化を図ってきた。また、ツーリズムに係る地域資源の基礎調査や試行ツアーなどを実施し、ツーリズムコンテンツの整備を進めてきた。これらのコンテンツを基に観光団体や民泊農家、農業者等と連携し、現在提供できていない新たなツーリズムサービスを創出し、世界農業遺産として認められた農耕文化、食文化、屋敷林（居久根）のほか、既存の観光資源も活用しながら周遊性を高め、ゆとり滞在型ツーリズムを推進する商品造成を行い、交流人口の拡大に努めるものである。商品造成にあたっては、モニターツアーを実施し、顧客ニーズを把握した上で観光商品化を図り、広報・プロモーションを実施していく。また、商品造成に伴い受入体制を整備する必要があり、地域住民の誇りの醸成とともに、将来に向けその環境整備を行う。
- (3) 業務内容 別紙「世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和3年3月15日（月）まで

3 予算（見積限度額）

13,907千円（消費税抜き）とする。

4 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- (1) 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町いずれかの入札参加資格名簿に登録されている者又は当該プロポーザル方式に参加する前に入札参加資格審査申請と同様の書類審査を受け、適格と認められる者。
- (2) 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 過去5年間において、国、地方公共団体（団体事務局等も含む）に対して、世界農業遺産「大崎耕土」のツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務仕様書と同様の業務実績（ツーリズム等の商品造成、モニターツアーの企画、広報・プロ

モーション、受入体制等の環境整備のいずれかの業務）を有する者であること。

5 募集内容

(1) 募集方法

令和2年4月1日（水）から大崎市（大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局）ホームページ及び大崎地域世界農業遺産推進協議会ホームページ（URL:<https://osakikoudo.jp>）により公表

(2) 質疑・回答

企画提案書作成等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第1号）を提出すること。

ア 質問受付期間

令和2年4月1日（水）から令和2年4月8日（水）午後5時まで

令和2年4月1日（水）から令和2年4月15日（水）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局（大崎市産業経済部世界農業遺産推進課内）

メールアドレス：osaki-giahs@city.osaki.miagi.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、~~令和2年4月10日（金）~~令和2年4月17日（金）午後5時までに大崎市ホームページ及び大崎地域世界農業遺産推進協議会ホームページ（URL:<https://osakikoudo.jp>）に掲載するものとする。また、回答は、質問者の名を伏せた上でホームページに掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(3) 申込方法及び企画提案書の提出

企画提案への参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり参加表明書及び関係書類（以下「参加表明書等」という。）、企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

ア 参加表明書等

（ア）提出日時 ~~令和2年4月14日（火）~~令和2年4月21日（火）午後5時必着

（イ）提出方法 郵送又は持参

（ウ）提出先 大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局

（大崎市産業経済部世界農業遺産推進課内）

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

（エ）提出書類：正本1部、副本9部及び電磁記録媒体文書1部

・公募型プロポーザル参加表明書（様式第2-1号）

・会社概要書（様式第2-2号）

・業務実績一覧表（様式第2-3号）

※4 (4) を証する実績を記載すること（契約書写しも含む）。

・大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町いずれの入札参加資格名簿にも登録されていない場合は、「大崎地域世界農業遺産推進協議会に関する業務の公募型プ

- 「ロポーバル参加資格審査申請における必要書類一覧」に掲げる書類
- イ 企画提案書等
- (ア) 提出日時 ~~令和2年4月30日(木)~~ **令和2年5月22日(金)** 午後5時必着
- (イ) 提出方法 郵送又は持参
- (ウ) 提出先 大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局
(大崎市産業経済部世界農業遺産推進課内)
〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号
- (エ) 提出書類：正本1部、副本9部及び電磁記録媒体文書1部
- ・企画提案書（任意様式）
※A4片面、ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとすること。
 - ・事業経費見積書（任意様式）
※仕様書参考明細書の項目ごとに、数量、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。
 - ・業務スケジュール表（任意様式）
- (オ) 企画提案書記載事項
- 協議会が示す次の共通参考資料を熟読の上、協議会における活動趣旨を十分に理解し、①～⑤までの項目の順で、「世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務仕様書、第5委託業務の内容」を含んだ具体的な提案を企画提案書に記載すること。
- 【参考資料】**
- (資料第1号) 世界農業遺産への認定に係る申請書
 - (資料第2号) 世界農業遺産保全計画
 - (資料第3号) アクションプランの推進状況について
 - (資料第4号) 大崎耕土フィールドミュージアムマップ
(オオサキワンドーミュージアム)
 - (資料第5号) 大崎耕土フィールドミュージアム散策ルート
 - (資料第6号) 大崎耕土の周遊ルート
 - (資料第7号) 大崎耕土の地域資源コンテンツ集
- ①“ゆとり滞在型”大崎耕土ツーリズム”の商品造成
- ・新たな食事サービスは、大崎耕土の特徴を明確化（差別化）し、商品としてどのように魅力的に表現したものか。
 - ・新たな体験サービスは、大崎耕土の特徴を明確化（差別化）し、商品としてどのように魅力的に表現したものか。
- ②造成商品の試行と改良
- ・モニターツアーは、大崎耕土の特徴を明確化（差別化）し、商品としてどのように魅力的に表現したものか。
 - ・顧客ニーズ、検証、ブラッシュアップの仕組みはどのような手法で行うか。
- ③広報・プロモーション
- ・具体的な広報・プロモーションはどのような手法で行うか。
 - ・どのような訴求効果が得られるか。
- ④受入体制の環境整備

- ・受入体制はどのように構築し、どのような運営を想定しているか。
- ・語り部等育成講座をどのような手法で行うか。

⑤業務実施体制

- ・業務責任者名、運営体制等

6 審査方法

(1) 参加適格等の審査

事務局において、「5（3）ア」に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。

参加要件を満たしていることが確認された者に対して、書面及びメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知するとともに、企画提案書等の提出を要請し、プレゼンテーションの場所及び日程を通知する。また、参加要件を満たしていないとされた者に対しては、書面及びメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

(2) 提案審査

協議会は、企画提案者の中から本業務の業務受託候補者を選定するため、次のとおり審査委員会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、評価点の最も優れていると判断される企画提案者を優先交渉権者として選定する。また、評価点の次点の企画提案者については、次順位候補者として選定する。

提出された企画提案書において、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づいて審査し、優先交渉権者、次順位候補者を選定する。なお、提案者が1者の場合も同様に選定するが、合格基準点として、満点中6割以上の企画提案者の中から、優先交渉権者、次順位候補者を選定する。

ア 開催日 ~~令和2年5月中旬（予定）~~ 令和2年6月初旬（予定）

※日時は別途連絡する。

イ 場 所 決定後に別途連絡

ウ 企画提案者によるプレゼンテーション

（ア）プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。

（イ）1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とし、協議会が後日指定する時間割により事業者毎に個別に行う。

（ウ）事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

（エ）プロジェクト等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(3) 審査内容

審査項目及び審査の視点並びに配点（合計100点）は、次のとおりとする。

ア ゆとり滞在型”大崎耕土ツーリズム”の商品造成（配点40点）

（ア）新たな食事サービス、体験サービスは、大崎耕土の特徴を明確化（差別化）し「食べてみたい、体験してみたい」と思わせるよう工夫された提案内容か。

（イ）新たな食事サービス、体験サービス提案内容は、具体的かつ実現可能性が高いか。

イ 造成商品の試行と改良（配点20点）

- (ア) モニターツアーは、大崎耕土の特徴を明確化（差別化）し、具体的かつ実現可能性が高いか。
- (イ) 顧客ニーズを把握し、検証、ブラッシュアップの仕組みは適切か。
- ウ 広報・プロモーション（配点10点）
- (ア) 訴求効果の高い手法となっているか。
- (イ) 提案内容は、具体的かつ実現可能性が高いか。
- エ 受入体制の環境整備（配点10点）
- (ア) 受入体制づくりの検討や調整、準備は適切か。
- (イ) 語り部等育成講座は、効果的な人材育成となっているか。
- オ 運営及び経費の妥当性（配点20点）
- (ア) 運営管理体制は適切か。
- (イ) 実現可能なスケジュールとなっているか。
- (ウ) 事業経費は、コスト削減に努めているか。

7 審査結果

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

8 日程

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和2年4月 1日（水）
質問受付期限	令和2年4月 8日（水） →令和2年4月 15日（水）
回答書の閲覧	令和2年4月 10日（金）から令和2年4月 14日（火） →令和2年4月 17日（金）から令和2年4月 21日（火）
参加表明書提出期限	令和2年4月 14日（火） →令和2年4月 21日（水）
企画提案書提出期限	令和2年4月 30日（木） →令和2年5月 22日（木）
選定委員会開催	令和2年5月中旬予定 →令和2年6月初旬予定
選定結果通知	令和2年5月中旬予定 →令和2年6月初旬予定
契約締結	令和2年5月下旬予定 →令和2年6月中旬予定

9 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「参加辞退届」（様式第3号）を提出すること。
- (2) 「参加辞退届」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

- (3) 提出期限後の企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は原則非公開とする。
- (6) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (7) 企画提案にあたり、大崎耕土フィールドミュージアムマップ等に示す場所を調査する場合は、民地、民間施設の場合があるため、十分に注意すること。
- (8) 契約にあたり優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合や辞退した場合には、次順位候補者との協議を行うものとする。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本要領等の規定に従っていない場合
- (3) 6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

11 問い合わせ先

大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局（大崎市産業経済部世界農業遺産推進課内）

（担当：川和、伊藤、横山、鈴木）

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

TEL 0229(23)2281

FAX 0229(23)7578

電子メール osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp